

基本仕様書（企画提案時）（案）

1 委託件名 産地見学ツアー等の広報業務委託

2 履行場所

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市農林水産局総務農林部政策企画課 他

3 履行期間

契約締結の日の翌日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4 目的

本委託は、福岡都市圏に在住する方々等を対象に、市内産農産物に関する映像を制作し、テレビ放送などを用いて、広く情報発信することで、福岡市内で農産物が生産されていることなどに対する理解を深めるとともに、消費者の地産地消への意識に訴えかけて、選択可能であるならば市内産農産物の購入につなげることを目的とする。

5 業務内容（概要）

(1) 広報

以下の内容について、映像を制作し、テレビ報道などを用いて P R すること。なお、できる限り多くの視聴者数と放映時間を確保すること。

① 産地見学ツアー及び飲食店フェア（農産物）の広報

福岡市が企画し実施する、「ア 産地見学ツアー」の様子と、ツアーに参加した飲食店等を中心とする「イ 飲食店フェア（農産物）」の様子を P R すること（「6 スケジュール」を参照。）。

② その他の広報

「ウ 小売店フェア（農産物）」、「エ 飲食店フェア（水産物）」、「オ その他」の広報を行うこと（「6 スケジュール」を参照。）。

(2) 本業務の成果の取りまとめ等

上記(1)の成果等について取りまとめること。

6 スケジュール

取組名	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
ア 産地見学ツアー	ぶどう 青ねぎ		しゅんぎく 小松菜 トマト	キャベツ ブロッコリー ほうれんそう		白ねぎ かぶ にんじん		
イ 飲食店フェア （農産物）					1回目 (12～1月)	→	2回目 (2～3月)	→
ウ 小売店フェア （農産物）				販売フェア (11～2月)	→	→	→	→
エ 飲食店フェア （水産物）		タイ (9～10月)	→	ブリ・牡蠣 (11～12月)	→		ヒラメ (2～3月)	→
オ その他				・市内産ブリの給食提供（1月） ・新規加工品テスト販売（10月）		・市内の料理人による料理教室（3月） ・新規加工品本格販売（3月）		

※ 各取組の時期や内容は変更となる可能性がある。

7 留意事項

- ・ 「6 スケジュール」に記載している全ての品目・取組を広報する必要はなく、予算内で可能な限り多くの取組を広報すること。
- ・ 県内の産地として知名度が高くない福岡市内においても農産物が作られていることに着目した提案とすること。
- ・ 視聴者を過度に刺激する過激な内容としてはならない。

＜参考＞各取組の概要（予定）

※ 各取組の詳細については、今後の状況を踏まえ、変更となる可能性がある。

ア 産地見学ツアー

発信力のある飲食店の料理人等を福岡市内の農産物生産地に招き、生産現場における生産者との対話や試食の様子などを通じ、番組視聴者に対して生産のこだわり、特徴、食べ方、歴史といった農産物のストーリーを伝えるツアー。

ツアーは半日程度で2～3品目の生産現場を訪問する内容となっている。1品目

あたりの訪問時間は概ね 1 時間程度を見込んでいる。

なお、本ツアーの実施は本業務委託には含まれない。

[過去開催ツアーの参加飲食店等]

御料理茅乃舎、セブンイレブン、パーラーコマツ、ヒルトップリゾート福岡、ピエトロ 等

イ 飲食店フェア（農産物）

産地見学ツアーに参加した飲食店などを中心に、市内産農産物を使用したメニューを提供する飲食店（各回 12 店舗程度想定）で使用可能な 5,000 円程度の食事券を 10 名程度にプレゼントするキャンペーン。市内産農産物のプロモーションとあわせて、福岡市のInstagramアカウント（umakamon_fukuokacity）のフォロー数などの増などを目的とし、当該アカウントへのフォローなどを応募要件とする。

なお、本フェアの実施は本業務委託には含まれない。

※ 本フェアは、令和 7 年度から初めて取組むキャンペーン。

ウ 小売店フェア（農産物）

市内の複数のスーパーマーケットにて、市内産農産物の販売ブースを設け、生産者の顔写真入りの P O P や試食販売員などを活用して、市内産農産物の魅力や特徴を伝えるキャンペーン。

なお、本キャンペーンの実施は本業務委託には含まれない。

エ 飲食店フェア（水産物）

市内で漁獲される魚種を旬の時期に合わせて、市内飲食店で提供してもらい、魚食普及を推進することを目的とし、フェア参加店（年 4 回、各回 10 店舗程度想定）での料理や食事の様子をInstagramへ投稿することを応募要件として、フェア参加店舗で使用可能な 5,000 円分の食事券をプレゼントするキャンペーンも実施。

なお、本キャンペーンの実施は本業務委託には含まれない。

※ 詳細は次の U R L を参照。 <https://hakata-fish.com/>

オ その他

- ・ 新規加工品テスト販売（10 月）

東区志賀島及び西区北崎地区で生産された農産物を用いた新たな加工品の P R を都心部で実施する企画。

なお、本企画の実施は本業務委託には含まれない。また、本企画は報道各社へ取材依頼を行う予定。

- ・ 市内産ブリの給食提供（1月）

地産地消の推進を目的に、地元産農水産物を用いた特別メニューを学校給食で提供する取り組みにおいて生産者等からの講話や生徒との交流を行う企画。

なお、本企画の実施は本業務委託に含まれない。また、本企画は報道各社へ取材依頼を行う予定。

- ・ 市内の料理人による料理教室（3月）

参加者公募型の市内産農産物を使用した市内の料理人による料理教室。料理教室の前には、いちごの生産地を見学するツアーを実施予定。

なお、この企画の実施は、本業務委託には含まれない。

- ・ 新規加工品本格販売（3月）

東区志賀島及び西区北崎地区で生産された農産物を用いた新たな加工品を、都心部で販売する企画。

なお、本企画の実施は本業務委託には含まれない。

8 実施体制

本仕様書に記載した業務を円滑、確実に遂行することが可能な体制を整備すること。また、業務全体を統括する業務遂行責任者を置くこと。

9 成果物

本業務の成果の取りまとめ

※ 数値等をできるだけ具体的かつ客観的に示すこと。

10 委託における著作権等の権利の取扱い

(1) この委託で制作された物（以下「制作物」という。）に係る著作権は原則として市に帰属するものとし、市における二次利用を可能とする。

なお、制作物にあたるか疑義が生じた場合は、協議のうえ、決定する。

- (2) 市は、制作物を他の広報物に使用できるものとする。また、市が認める場合には、受注者は、第三者による制作物の使用を了承するものとし、使用料がかからないこととする。
- (3) (2)の場合において、受注者以外の著作者の許諾が必要な場合には、受注者がその手続きを行うものとする。
- (4) 制作にあたって利用する音楽や人物等の著作権や肖像権等の権利関係に関することは、受注者において処理するものとする。
- (5) 受注者は、納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は、受注者が負うものとする。
- (6) 市は、成果物の内容（デザイン、設計等を含む。）を自由に変更することができるものとする。

11 その他特記事項

- (1) 本業務の実施に当たっては、福岡市農林水産局総務農林部政策企画課と十分に協議すること。また、仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、協議のうえ、決定すること。
- (2) 委託内容等については、提案競技時点におけるものであり、契約締結の際、受注予定者と協議のうえ変更を加えることがある。
- (3) 契約後、速やかに事業スケジュールを市に提出する。提出後は、スケジュール及び市の指示に基づき、実施に向けて必要な手配・調整・準備を行い、準備状況等については随時市に報告すること。
- (4) 個人情報及び情報資産の取扱いについては、別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」を順守すること。
- (5) コンテンツや印刷物等の制作、イベント等実施にあたっては、市が定める「ユニバーサルデザインに配慮した印刷物作成の手引き」（2009 年 10 月発行）に従うこと。

別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」

1 基本的事項

受託者は、この契約に基づき委託された業務（以下「委託業務」という。）を実施するに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）、福岡市情報セキュリティに関する規則（平成23年福岡市規則第51号）及び情報セキュリティ共通実施手順その他関係法令を遵守し、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なうことのないよう、個人情報及び情報資産を適正に取り扱わなければならない。

特に個人情報については、法第66条第2項において、受託者に行政機関等と同様の安全管理措置が義務付けられていることから、その保護の重要性を認識し、適正に取り扱わなければならない。

2 定義

（1）個人情報

法第2条第1項に規定する個人情報をいう。

（2）情報資産

次に掲げるものをいう。

- ・ネットワーク、情報システム及びこれらに関する設備、電磁的記録媒体
- ・ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（O Aソフトウェアで取扱われるファイルを含む）並びにそれらを印刷した文書
- ・ネットワーク及び情報システムに関連する文書

（3）機密性

情報の利用を認められた者だけがその情報を利用することができることをいう。

（4）完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていないことをいう。

（5）可用性

情報の利用を認められた者が、必要な場合に中断されることなく、情報を利用することができることをいう。

3 秘密保持

受託者は、委託業務に係る個人情報並びに情報資産及び情報資産に関する情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

4 従業者の監督等

受託者は、その従業者に委託業務に係る個人情報及び情報資産を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報及び情報資産の安全管理が図られるよう、次に掲げる事項を周知し、その他必要かつ適切な監督を行わなければならない。

- ・委託業務に係る個人情報及び情報資産について、その適正な取扱い及び機密性、完全性、可用性の維持に必要な事項を遵守すること。

- ・個人情報と正当な理由なく利用したり、他人に提供したり、盗用した場合、法に規定する罰則が適用される場合があること。
- ・上記の各事項は、委託業務に従事中のみならず、従事しなくなった後も同様であること。

5 作業場所の制限

受託者は、定められた履行場所以外で委託業務に係る個人情報及び情報資産を取り扱ってはならない。ただし、福岡市（以下「市」という。）の書面による承認があるときは、この限りではない。

6 収集に関する制限

受託者は、委託業務の実施に当たって個人情報を収集するときは、この契約の目的を達成するため必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

7 使用及び提供に関する制限

受託者は、委託業務以外の目的のために委託業務に係る個人情報及び情報資産を利用し、又は第三者へ提供してはならない。ただし、市の書面による承認があるときは、この限りではない。

8 安全確保の措置

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産の適切な管理のために、市が求める個人情報保護及び情報セキュリティの体制を備えるとともに、その他必要な措置を講じなければならない。

9 複写、複製又は加工の制限

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産が記録された文書、電磁的記録等を複写、複製又は加工してはならない。ただし、市の書面による指示又は承認があるときは、この限りではない。

10 再委託の制限

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産については、自ら取り扱うものとし、第三者に当該個人情報及び情報資産の取扱いを委託してはならない。ただし、市の書面による承認があるときは、この限りでない。なお、市の承認により第三者に委託する場合は、当該第三者に対して、契約書及び特記事項に規定する個人情報及び情報資産の取扱いの義務を遵守させるものとする。

11 委託業務終了時の返還、廃棄等

受託者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、委託業務に係る個人情報及び情報資産を、市の指示に従い、市に返還し、若しくは引き渡し、又はその廃棄、消去等を行わなければならない。なお、廃棄又は消去等をしたときは、廃棄又は消去等を行った旨の証明書を提出しなければならない。

12 報告及び監査・検査の実施

市は、受託者における委託業務に係る個人情報及び情報資産の取扱いの状況について、契約内容の遵守を確認するため、定期的に書面による報告を求め、必要に応じて監査又は検査をすることができる。

13 事故等発生時の報告

受託者は、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なう、又は損なうおそれのある事故並びに欠陥及び誤動作を発見したときは、直ちに市に報告し、市の指示に従わなければならない。

14 事故等発生時の公表

市は、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なう事故等が発生した場合、市民に対して適切な説明責任を果たすために必要な当該事故等の情報の公開を行うことができる。

15 契約の解除及び損害の賠償

市は、受託者がこの特記事項の内容に違反したときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。この場合において、受託者に損害を生じることがあっても、市はその責めを負わないものとする。